

商業まつり出店に係る注意事項

※必ずお読みください。

1. 故意または過失により損害を及ぼした場合、自己の責任において対処してください。
2. 発電機及び火気器具類を使用する場合、正しい使用方法に基づき安全にご使用ください。
また、必ず消火器をご準備ください。
3. ビンや缶などの容器に入っているアルコール類を販売することはできません。
アルコールの販売についてはカップに注ぐなど、その場で飲める状態で提供してください。
また、未成年へのアルコールの提供は絶対に禁止です。年齢の判断が難しい場合は身分証
(免許証等)で確認をしてください。
4. 販売に免許、許可や届け出が必要なもので、その免許や許可がない場合は販売できません。
(危険物・医薬品・たばこ・動物・金券類)
5. 現地での調理については、加熱又は簡易な調理に限り、包丁・まな板を使用しての調理は禁止
です。
6. 販売品目はできるだけ詳しく記載してください。
7. 自家用テント等の持込はできません。

上記事項を遵守いただけない場合は、出店を取消す等の処置をさせていただくことがございます。
ご了承ください。

※出店内容（特に飲食物）によっては、保健福祉事務所との協議で実行委員会が販売を許可し
ないことがあります。

※当日の出店内容が申請時の出店内容と異なる場合は、即時に出店中止とし、次回以降の出
店はできません。

※出店者のごみは持ち帰りです。

火気器具類を使用する際は、消火器が必要です！！

平成27年4月1日より平塚市火災予防条例の改正に伴い、イベント等で火気器具類を使用する場合には、業務用の消火器が必要です。（住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器は認められていません）商業まつりに出店される際は、火気器具類1台に対し、1本を必ずご準備ください！

※当日消火器を準備されなかった場合は、出店できません。

※その他ご不明な点はお問い合わせください。

火気器具類とは・・・ガスコンロ、ストーブ、発電機等の液体燃料、気体燃料を使用する器具、炭などの固体燃料や電気器具を指します。

イベント等での携行缶によるガソリンの取り扱いについて

ガソリンの引火点は「 -40°C 」程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。

事故防止の観点から、イベント開催時のガソリンの運搬及び取り扱いについては十分注意されますようお願いいたします。

1. 携行缶からの給油について

・周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な場所で行なってください。

・給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップの飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。

・ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないでください。



※ 携行缶に添付されている取扱説明書を十分読んでからご使用ください

2. イベント時、保管が必要な場合は以下のような場所は避けてください

- ・ 火の気がある場所
- ・ 温度変化の多い場所
- ・ 直射日光が当たる場所
- ・ 高温になることが予想される場所

⇒上記のような場所での保管は、容器の変形、破裂や火災などの恐れがあります。

3. ガソリンの運搬について

- ・ ガソリンを乗用に供する車両で運搬する場合の運搬容器は、金属製容器又は金属製ドラム（天板固定式のものに限る。）で最大容積22リットルまでのものと定められています。



- ・ 携行缶は、消防法令基準を満たした危険物保安技術協会の試験確認済証が貼付されているものを利用することを強く推奨します。

平塚市消防本部
平塚市消防署
平塚市消防団